

様式第1号

## 物品等競争入札参加資格申請書

平成 年 月 日

(あて先) 小矢部市長

申請者 住所(所在地) 〒 —

商号・名称

代表者氏名 印  
(個人の場合は実印)

担当者名

電話番号

平成29年度及び平成30年度において、小矢部市が行う物品の購入、借入れ、製造、修繕及び役務の提供に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

納入等を希望する主な物品又は役務の種類(別紙営業品目一覧表の営業品目分類を記入)

営業品目

.....

営業品目

.....

営業品目

.....

### 添付書類

- 1 事業概要書(様式第2号)
- 2 使用印鑑届出書(様式第4号)
- 3 納税証明書
- 4 登記簿謄本(法人の場合)又は身分証明書(個人の場合)
- 5 財務諸表(2年分)
- 6 事業に関し許可、認可を受けていることを証する書類(該当する場合のみ)
- 7 営業所一覧表(様式第5号)
- 8 代理人に対する委任状(該当する場合のみ、様式第6号)

営業品目一覧表

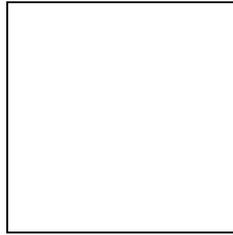
区分	営業品目分類	品目等内容
販売業・製造業	事務用機器	電子卓上計算機、掲示板、文房具等
	科学用機器、光学用機器	光学機器、写真機、フィルム、時計等
	家具等	事務用机、椅子、整理棚、ロッカー、寝具等
	繊維製品等	作業服、靴、帽子、カバン、タイヤ、ロープ等
	コンピューター製品	コンピューター及び周辺機器、基本ソフト等
	電気通信機器	電話機、ファクシミリ、無線通信装置等
	電気機械器具	テレビ、火災報知器、電球、電力ケーブル等
	輸送用機械器具	自動車、自転車、トレーラー等
	医療技術製品	薬事法施行令別表第1に掲げる器具機械、医療用品
	一般機械器具	ボイラー、エンジン、ポンプ、印刷機等
	印刷・同関連産業	印刷、製版、製本
	化学製品	ペイント、洗剤、消毒液、殺虫剤等
	鉱物性生産品	重油、軽油、灯油、潤滑油、プロパンガス等
	金属製品	鋼管、ボルトナット、工具類、刃物等
	書籍	書籍、雑誌
	その他	看板、運動器具、厨房機器、食料、医薬品、教材、土木建築原材料等
役務提供	運輸・通信業	タクシー、旅客運送業、貨物運送業、通信サービス
	物品貸借業	総合リース業、機械器具・自動車等の賃貸業
	ソフトウェア作成サービス業	システム分析、システム設計、プログラミング等
	データ入力サービス業	データ処理及び表作成、タイムシェアリング等
	コンピューター運用サービス業	コンピューター及び関連機器の保守サービス、ネットワーク補助サービス等
	速記・筆耕・翻訳・複写業	地図複写業、マイクロ写真業
	建物清掃業	ビル清掃、害虫駆除、建物消毒等
	建物メンテナンス業	ビルメンテナンス業、空調機メンテナンス等
	警備業	機械警備、常駐警備等
	一般機械器具整備業	ボイラー、エンジン、エアコン等整備業等
	電気通信機器関連サービス業	電機通信機器の運用・保守サービス、ネットワーク管理・運用、電子メール等
	医療技術製品関連サービス業	「医療技術製品」及び「医療技術製品に用いるソフトウェア」の設計等
	科学用機器・光学用品整備業	光学機器、計測機器、写真関連サービス業等
	輸送機械器具整備業	自動車整備業
	環境保護サービス業	環境測定分析、水質汚濁測定分析業等
	人材派遣業	
その他サービス業	経営コンサルタント、洗濯業、鑑定業、広報企画、映画・スライド作成等	



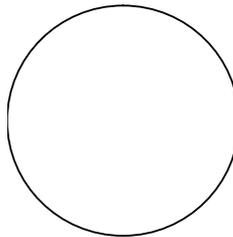
様式第4号

使用印鑑届出書

法人使用印



代表者使用印



上記の印鑑を入札、見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届け出ます。

年 月 日

(宛先) 小矢部市長

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

- (記載要領)
- 1 委任状が提出されている場合は受任者の使用印を押印する(例: 法人使用印には営業所印、代表者使用印には営業所長印) こと。
  - 2 申請者の代表者印には、入札参加資格審査申請書と同一の印を押印すること。(申請書欄には、委任先ではなく本社を記入すること。)

様式第5号

営業所一覧表

商号又は名称 \_\_\_\_\_

名 称	所 在 地	電 話 番 号	FAX番号

# 委任状

平成 年 月 日

(宛先) 小矢部市長

所在地(住所)

委任者 商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、小矢部市との間に行う契約について、下記事項に関する権限を委任します。

## 記

所在地(住所)

受任者 商号又は名称

代表者職氏名

印

## 委任事項

- 1 入札及び見積に関する一切の権限
- 2 復代理人選定に関する一切の権限
- 3 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限
- 4 代金の請求及び受領に関する一切の権限

## 委任期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

ただし、委任期間内に請求済みの請負代金、保証金又は保証物の領収については、委任期間終了後もその効力を有するものとする。